

栄中学校及び前川中学校の適正規模・適正配置に向けた 今後の対応について

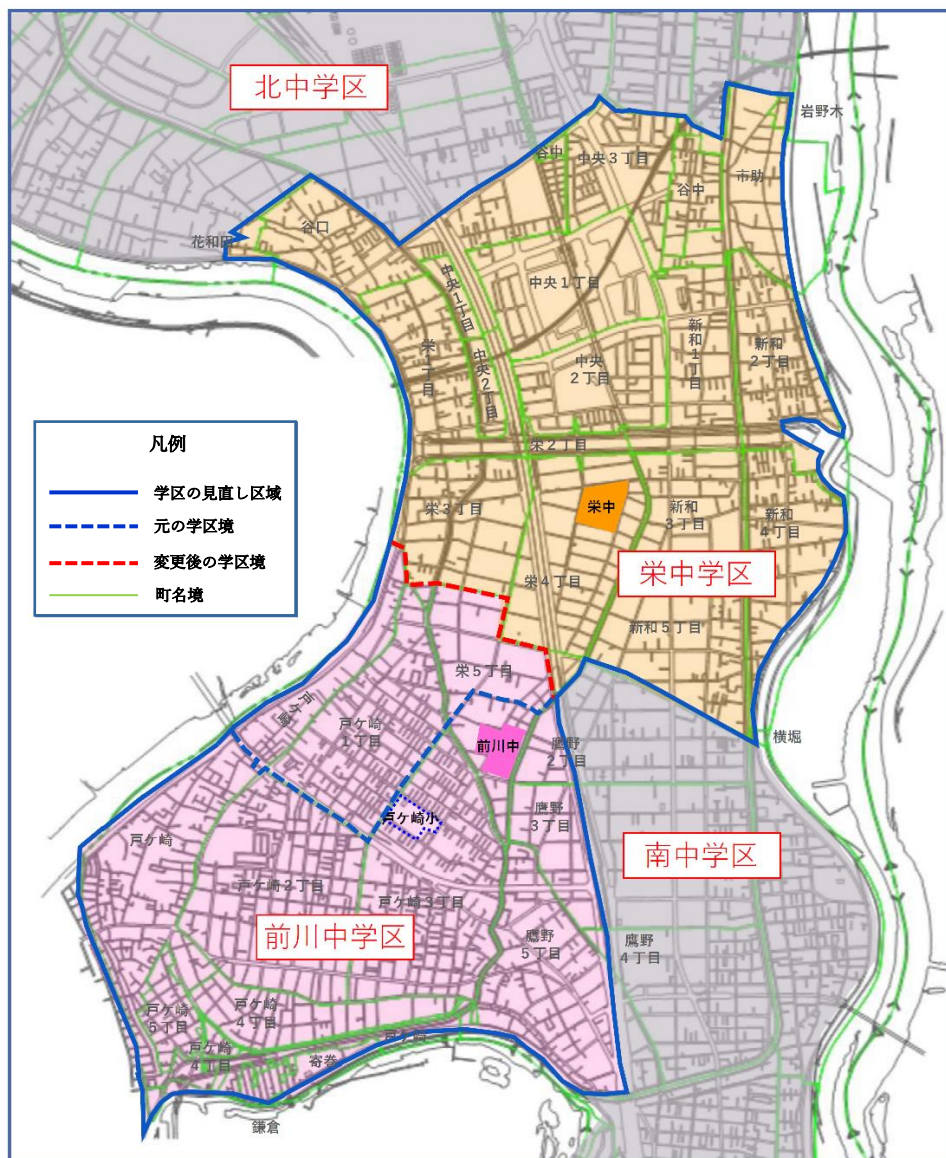
三郷市教育委員会では、三郷市立小・中学校教育環境整備計画（令和2年3月改定）に基づく学校の適正規模・適正配置の観点から、隣接する栄中学校及び前川中学校の通学区域の変更について、三郷市立小・中学校通学区域編成審議会に諮問しました。

審議では、児童生徒数や学級数のほか、児童への心理的負担や地域コミュニティなどについて様々な意見が交わされ「令和8年4月から戸ヶ崎小学校の通学区域全域を前川中学校の通学区域とすることが妥当である」との答申を頂きました。これを受けて、下記のとおり今後の方針を定めましたのでお知らせいたします。

記

1 通学区域

令和8年度から栄中学校と前川中学校の通学区域を次のとおり変更する。



2 理由

- (1) 小学校と中学校の通学区域を合わせる（戸ヶ崎小学校は前川中学校の通学区域とする）ことで児童への心理的負担を少なくできる。
- (2) 今後、推計されている栄中学校の生徒数・学級数の増加と前川中学校の生徒数・学級数の減少に、それぞれ一定程度の抑制効果が見込まれる。
- (3) 栄中学校と前川中学校の通学区域の面積のバランスが良くなる。
- (4) 地域コミュニティが安定しやすい。
- (5) 周知期間を考慮して令和8年4月から適用することが望ましい。

3 経緯

令和2年3月

三郷市立小・中学校教育環境整備計画改定（栄中学校は将来的に過大規模校となる一方で、前川中学校は小規模校になると推計）

令和6年7月

通学区域編成審議会に諮問

令和6年7月～10月

通学区域編成審議会で全4回の審議

令和6年10月

通学区域編成審議会から答申

令和6年12月

三郷市教育委員会の方針策定

4 経過措置など

- (1) 既に在籍している生徒に対しては、引き続き同じ学校に通学できるように経過措置を設ける。
- (2) 兄弟が在籍している場合は、希望に応じて弟妹が同じ学校に入学できるように配慮する。
- (3) 通学区域変更前に、保護者や地域住民へ十分に周知を図る。

担当 三郷市教育委員会学校教育部
教育総務課教育環境整備室